



武汉市建委



平成6年9月

武汉市测绘局印

土地指算行政八八八七二四

第一章 総 要

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 宅地指掌叢書の概要 | 1 |
| (1) 建築局宅地指掌部門の組織 | 1 |
| (2) 各種事務の決裁・専決事項の区分 | 2 |
| (3) 文書の保存期間 | 4 |
| 2. 国務省可制度化調査手続の調査組織 | 5 |
| (1) 国務省可制度化調査手続手続の流丸 | 5 |
| (2) 申請施設内容之審査担当部局 | 11 |
| (3) 事前審査組織の概要 | 13 |
| 3. 横浜市土地利用調整会議 | 17 |
| 4. 土地審査連絡調整会議 | 22 |
| 5. 土地審査前審査会 | 22 |
| (4) 國務審査会開催組織の概要 | 23 |
| (5) 横浜市國務審査会審則 | 24 |
| (参考) 横浜市國務審査会費置要額 | 25 |
| 6. 第2章 用語の定義と解釈 | 26 |
| (1) 國務行政の定義 | 26 |
| (2) 土地の「形」の要更 | 26 |
| (3) 土地の「質」の要更 | 31 |
| (4) 國務行政専門的資料 | 38 |
| (5) 國務行政の一連性の判断 | 39 |
| 7. 第3章 地圖の解釈 | 41 |
| (参考) 1,000町末溝の開拓行爲化対象区域 | 44 |

目次

具体的な付道路や水路等の新設、付付管渠、溝渠等を行ふ事の行為。

(1) 用ひ供す为目的の行為に公共施設の新設及び改築を伴う事の行為。

土地の「区画」の変更による開発行為は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設

(1) 土地の「区画」の変更

2 土地の区画形質の変更に関する解説

工 前記ア、イ、ウの各種変更の組合せ

ナ 土地の「算」の変更

ト 土地の「形」の変更

ナ 土地の「区画」の変更（公共施設の新設、改築）

開発許可を要する土地の区画形質の変更を分類整理する次のことなり。

(2) 開発許可の対象となる要件の分類

「法11条の2の取扱い」。

以上の2種の行為のうち、建築行為不可分一体の行為、開発行為該当の行為。

ハ、カ、ダ、エ等の際は、設置行為が何らかの公共施設の整備の必要がある

等の造成工事を伴う事、ナ、ダ、エ等の敷地の境界の変更の行為、既存の建築物の跡地等、

法律第12項の規定による開発行為の定義の行為、建築物の建築行為、即ち、既存

「单なる形状的・区画の分割又は統合行為」。建築物等の建築を行う為の取扱いの定義

「法11条の2の取扱い」。

また、昭和62年8月18日付（建設省経営規第31号）「建設省が区分して取り扱う開発行為の定義」。

建築物を建築するに付する開発行為に対する規制の取扱い。

乙の子「主たる行為」。表示する開発行為の建築物が果す機能によって多種多様である。乙の子の

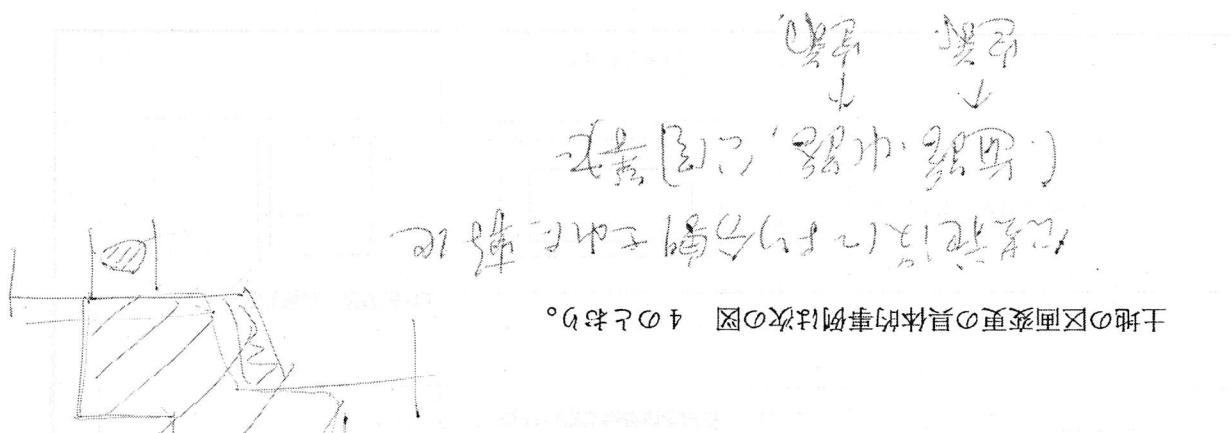
地の区画形質の変更をいう。「建築行為」。

法律第29条の規定の対象となる開発行為の定義の行為、法律第12項の行為、「乙の法律

(1) 開発行為の定義

1 開発行為の定義

第2章 用語の定義と解説



土地の区画变更の具体的な事例次回図 4回迄。

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------|---------|--|--|--|---|---|-----|---|
| Na | 確認区分 | 附 基 計 算 | 公共事業用地と名づけられた区画 | (I) 地籍造成等規制法、(II) 住宅地造成事業規制法、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画定めと、計画的・実施的・造成の順序で、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画定めと、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画。 | (2) 土地区画整理法における基点の一筆又は、区画を基準とした区画化法、原則として公有地等がなされた時点の分地分割がなされた時点の一部。 | (I) 建築確認を受けた建築敷地にて、容積の1/3を工場化建築敷地として利用する地 | (2) 建築確認を受けた建築敷地。建築基準法施行以前に建築された建築物等の敷地 | 住宅地 | 3 |
| | 公共事業用地と名づけられた区画 | 附 基 計 算 | 公共事業用地と名づけられた道路・水路・その他公共施設整備に伴う土地の区画変更 | (I) 地籍造成等規制法、(II) 住宅地造成事業規制法、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画定めと、計画的・実施的・造成の順序で、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画定めと、原則として完了した公有地等がなされた時点の区画。 | (2) 土地区画整理法における基点の一筆又は、区画を基準とした区画化法、原則として公有地等がなされた時点の分地分割がなされた時点の一部。 | (I) 建築確認を受けた建築敷地にて、容積の1/3を工場化建築敷地として利用する地 | (2) 建築確認を受けた建築敷地。建築基準法施行以前に建築された建築物等の敷地 | 住宅地 | 2 |

区画（通達による「從來の敷地」の判断基準）

表-10 区画の判断基準

既に使用している。

1993

左記、市街化調整区域における平成5年6月25日から同取

| |
|---|
| 法律第4条第12項に規定する開発行為の定義によるもの、建築物の建築行為、町主、隣主等の造成工事を伴うもの、又は、從來の敷地の境界の変更によるもの、既存の建築物の拆除行為等のうち、かかる行為がなされた後、建築行為不可分一体のものであつて、開発行為と該当するものである。 |
|---|

次のとおり通達によるものである。

乙午12月11日、昭和62年8月18日付（建設省認可第31号）乙建設省より開発行為の定義に

| No. | 現況 | 開発計画 | 判定 | 備考 |
|-----|--------------|------|----|-------------|
| 1 | | | | |
| ○ | (1) 道路新設事例。 | | | 公共施設の新設化該当 |
| × | (2) 建築物敷地化分割 | | | 單なる区画変更化該当 |
| × | X | | | 既存の建築物敷地化該当 |
| ○ | ○ | | | 公共施設の既存化該当 |
| 3 | | | | 公共施設（形態化） |

× : 区画の変更化該当 (左)

○ : 区画の変更化該当 (右)

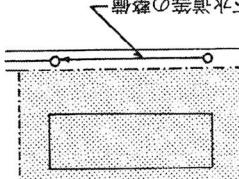
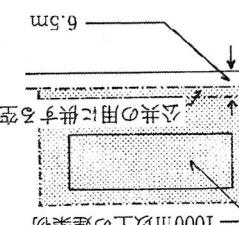
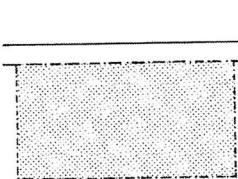
水路、消防の用具置き跡水施設)

(公共施設: 道路、公園、下水道、绿地、広場、河川、運河、

(公共施設の新設、改築办理と左)

図-4 土地の区画変更の具体的な事例一覧

| No. | 規 則 | 規 則 | 規 則 | 規 則 | 規 則 | No. |
|-----|--|---------------------------------------|---|-------------|-------------|-----|
| 7 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 9 | X | X | X | X | X | X |
| 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | (1) (2) 規合 (1) 形態力10年以上前よりなむ 規合 (2) (1)以外の規合 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 公共施設 (形態なし) | 付替瓦 (改修) | 公共施設 付替瓦 | 公共施設 付替瓦 | 公共施設 付替瓦 | ● |
| | ※付替瓦が完了した場合のみ、区画 中央を得た 建築計画と同時の場合は、区画の更 化該当する 公共施設老廃止等の付替瓦 | ※河川・水路 河川及び水路古用許可部分は、公共 施設化該当区域 | ※公共施設の目的の建築物 うち、道路堅定のため明確な規合 の建築物の区域に該当する区域を除く 外、区画の更化該当区域 | ● | ● | ● |

| No. | 規 況 | 開 器 器 計 画 | 制定 | 備 考 | |
|-----|---|-----------------------|---|---|--|
| 6 | 公共下水道等の整備一 当ル及び乙の工事請乞事子。 公共施設の整備を要すと計畫乙の為 故、土地外乙事子、区画の要更に該 | X |  | | |
| 8 | 市建築基準法附第4表の2 6.5m 公共の用ひ共用する空地は公共施設に 該当ル事子 1000坪以上之建築物 | X |  |  | |

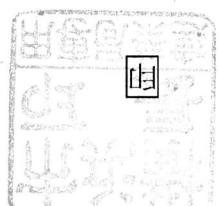
1。

(注意) 1. 乙の通知書を複数枚以上、指定の日時以降に複数枚提出された場合は、事前に乙の旨を書類等に担当課吏に連絡してから提出すること。

| | | | |
|---|------------------------------------|------------------------------|----|
| 5. 備考 | | | |
| 4. 相当課 | 建築局土地審査部土地審查課 電話 045 (671) 2945 | | |
| 3. 聞取の実施方法 | 写しの交付 | | |
| 2. 聞取の日時及び場所 | 昭和5年3月3日 午前・午後 11時00分 | 場所 建築局土地審査部土地審查課 (市庁舎25階) | |
| 1. 聞取請求の係り行政 委員会、其次及第2章2(1) 土地指掌行政課 都市計画法調査課 平成6年9月 (平成6年「土地行政」より平成6年9月)以内、開発行為の定め 該地開拓行為部分の土地の区画変更(開拓行為部分) | 文書 | | 文書 |

知ります。

令和5年2月9日(聞取請求行為)より施行政文書化の方法、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり全部を聞取請求行為として決定します。お手通



横浜市長 中山 伸喜

令和5年2月24日
建築審議第806号

NPO法人田村明記念・まちなか出版研究会
田口 俊夫 様

聞取表示決定通知書

第2号様式(第5条第1号)